

平成27年度障害者雇用に関する相談支援事業(無料)のご案内

平成25年4月からの法定雇用率の引上げ、更には障害者に対する差別の禁止と事業主の合理的配慮の提供義務、精神障害者の法定雇用率の算定基礎への追加を主な内容とする改正障害者雇用促進法への対応等により、企業における障害者雇用に係る負担が増大することが見込まれております。

また、平成27年4月からは、障害者雇用納付金の適用対象企業が現行の200人超から100人超の企業に拡大するため、中小企業をはじめとした障害者を雇用しようとする企業への支援が求められております。

このため、一般社団法人障害者雇用企業支援協会(略称：SACEC)では、障害者の雇用に関する理解の促進、経営的管理の側面からの障害者の配置や生産性の向上方法等、障害者の雇用管理を始めとした企業が抱える障害者雇用に関する課題等に対するコンサルティング(無料)を行っております。

1. 相談援助の内容

① 特例子会社等の設立等に関すること

設立の可否、設立までの工程、事業内容・職域開拓、雇用管理上の問題、処遇、各種助成制度の活用、経営上のノウハウ等に関する助言

② 障害者雇用に関すること

業務内容・職域開拓、雇用管理上の問題、処遇、能力開発・生活指導、職場適応(環境整備)等に関する助言

③ 関係機関への取次ぎ

上記①及び②に関する助言を行うための参考事例となり得る事業所見学、地域障害者職業センター等障害者雇用支援機関への取次ぎ

2. 相談コーナー

一般社団法人障害者雇用企業支援協会(略称：SACEC)

〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町3-4 東和神田ビル403 ([地図](#))

電話：03-3252-1900 FAX：03-3252-1901

E-mail：shienkyokai@ion.ocn.ne.jp

障害者雇用アドバイザー 4名

ご相談時間： 平日 10:00～17:00 (土・日、祝日及び年末年始を除く)

3. お申込み

上記相談コーナーへのご来所、または電話・FAX・Eメール等でご連絡ください。